

別表八（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第119条の3第16項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額¹³」の欄は、別表八（三）付表「25」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載します。
- 3 法人が令和2年3月改正令附則第5条第2項後段《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には、同項後段に規定する開始の時の直前における帳簿価額及び同項後段に規定する基準時における帳簿価額を別紙に記載して添付します。